

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書				用語集	「【構成員】:応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業」とありますが、公募グループを構成し特別目的会社に出資しない企業は【協力企業】と定義すればよいでしょうか。	協力会社とは、特別目的会社に出資しない企業と定義します。
2	入札説明書	4	38	(d)	スポーツ教室について	「スポーツ等各種イベントやその他の運営業務」とありますが、スポーツ教室は「スポーツ等各種イベントやその他の運営業務」に当てはまるのか、任意事業に当てはまるのかどちらになりますでしょうか。	基本的にスポーツ教室は要求水準書p.79の「スポーツ等各種イベントやその他の運営業務」に該当するものと考えますが、スポーツ教室の内容や実施形態によっては任意事業に該当する場合も想定されます。したがって、特定事業か任意事業のどちらで提案するかは事業者の提案に委ねますが、同一の事業を特定事業・任意事業両方で提案することは避けてください。
3	入札説明書	5	12	2(1)オ(ウ)a(f)	県が行う以下の業務との調整・協力	県が行う以下の業務との調整・協力とは具体的にどのような業務でしょうか。	県が別途行う関連工事及び委託業務や、消防学校と連携するイベント等との業務調整を想定しています。なお、サービス購入料の範囲内での調整・協力を想定しています。
4	入札説明書	5	28	2(1)オ(ウ)a(g)	豊山町が行う以下の業務との調整・協力	賑わい施設・避難所などの設計・建設工事等は現状、どのような状況でしょうか。	賑わい施設・避難所(アリーナ)が整備される豊山町臨空第2公園は、愛知県防災公園の利用者数を見込んでいるため、県防災公園が整備されることが前提の計画となっています。そのため、豊山町臨空第2公園の整備が県の防災公園に先行して着手される予定はありません。本事業の落札者が決定する時期は2026年2月を予定しており、豊山町の臨空第2公園の設計等の着手については、2026年度以降に予定されています。なお、2025年度は準備事業として、埋蔵文化財本発掘調査、地下調整池整備工事の実施が予定されています。
5	入札説明書	6		(エ)	予定事業価格	税別予定価格は設定されていないということでしょうか。設定されていれば公表をお願いします。	税別予定価格は設定していません。
6	入札説明書	7	9	図表2-1 本事業の概要	利用料金収入	利用料金収入の項目において、任意事業に○がついていますが、この意味合いをご教授ください。(利用料金収入は条例と紐づく収入だと認識しておりますが、任意事業は条例とは紐づかない収入だと理解しておりご質問となります)	当該図表で示す「利用料金収入」とは、任意事業における屋内運動施設等、有料施設の利用料金収入を想定しています。なお、その他に想定される物品販売収入等、利用料金収入以外の収入については、当該図表の記載対象外であるため、図表中には記載していません。
7	入札説明書	11	9	(エ)	入札説明書等に関する質問 回答の公表	質問回答について、参加表明に関する回答は早めに回答をお願いします。	質問に対する回答の公表は、2025年8月6日を予定しています。
8	入札説明書	12		カ	入札説明書等に関する個別対話	協力会社も個別対話に参加してよろしいでしょうか。	参加は可能です。
9	入札説明書	15		(ア)	設計業務及び 工事監理業務に 当たる企業の要件	複数の企業で設計・工事監理業務に当たる場合は、a,b,c,dの要件を複数の企業で満たしていればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	入札説明書	15		(ア)	設計業務及び 工事監理業務に 当たる企業の要件	複数の企業のJVで設計・工事監理業務に当たる場合、協定書等の提出は参加表明書の段階で必要となりますでしょうか。必要な手続きがあればご教示ください。	必須としていません。参加表明時においては、様式5-3「業務に携わる企業」に各業務を担当する事業者を記入してください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
11	入札説明書	15	10	イ(ア)a	応募者等の資格要件	「当該業務に着手する前」とは、具体的にはどの段階でしょうか。(例えば、「参加表明書提出時」「履行期間の開始時」)	「当該業務に着手する前」とは、契約締結後、設計・工事監理業務の開始より前を指しています。 なお、参加表明時に入札参加資格者名簿への登録がない場合でも、入札参加資格審査の受付により当該名簿に登録されたものとみなします。契約締結後、設計・工事監理業務着手時には、入札参加資格者名簿に登録されていることが必須となります。
12	入札説明書	15		イ(イ)	応募者等の資格要件	建築一式工事として建設業務にあたる場合でも、応募企業又は応募グループの構成員の中に建設工事業1,200点以上、電気工事業880点以上、管工事業880点以上の全ての資格を有している企業が必要という考えでしょうか。	「建築一式工事」として「建築工事業」、「電気工事業」、「管工事業」等を包括した建築工事を行う場合においても、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち当該業務にあたる者のいずれかが、当該工事業の点数(建築工事業1,200点以上、電気工事業880点以上、管工事業880点以上)を満たしている必要があります。
13	入札説明書	15		イ(イ)	応募者等の資格要件	応募企業又は応募グループの構成員に属さない協力企業が建設工事業1,200点以上、電気工事業880点以上、管工事業880点以上の資格を有している場合でも資格要件を満たしているという考えでよろしいでしょうか。	応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち当該業務にあたる者のいずれかが、当該工事業の点数(建築工事業1,200点以上、電気工事業880点以上、管工事業880点以上)を満たしている必要があります。 協力会社が当該要件を満たしている場合においても、資格要件を満たします。
14	要求水準書	5	図表1-4		屋内運動施設・公園管理事務所	屋内運動施設及び公園管理事務所の告示8号の類型をご教示ください。	予定価格の積算の詳細については公表する予定はありません。
15	要求水準書	5	図表1-4		屋内運動施設・公園管理事務所	建築設計・工事監理費用は告示8号を算定の基礎としておりますでしょうか。	予定価格の積算の詳細については公表する予定はありません。
16	要求水準書	6	26	4	サービス購入料	施設の設計及び建設に係るサービス購入料には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェントフィー等)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識でよろしいでしょうか。	①②③いずれも統括マネジメント費に含まれるため、サービス購入料Bに含まれます。
17	要求水準書	7		ア	サービス購入料について	サービス購入料A・Bの内訳について明確な定義がないようにお見受けしました。SPCの開業に伴う費用、SPCの運営費、SPCの利益等はサービス購入料Bの統括マネジメント費に含むと理解してよいでしょうか。	サービス購入料A・Bの内訳については特定事業契約書(案)第8章「サービス購入料」にて示しています。 なお、SPCの開業に伴う費用、SPCの運営費、SPCの利益等は、お見込みのとおりサービス購入料Bの統括マネジメント費に含まれます。
18	要求水準書	7	25	(イ)	サービス購入料	「光熱水費については、サービス購入料に含めるものとする」とありますが、具体的な精算手順を教えてください。(県が直接負担なのか事業者立替後の精算なのか。後者の場合は事業者資金繰りに影響するので、具体的な精算手順をご教示ください。)	光熱水費はサービス購入料Bに含まれるため、事業者が電気・ガス・水道代等を各インフラ事業者へ支払い、モニタリングの確認を経て、県がサービス購入料Bを事業者に支払うスキームを想定しています。
19	要求水準書	8		2(2)④	各種申請等	ここでいう申請とは通常の設計業務で行われる建築確認申請等のことをいうのでしょうか。また、防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事に絡む各種申請業務は別途ということでしょうか。	建設業務の各種申請等は、道路の占用許可申請等、建築工事に際して必要となる申請を想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
20	要求水準書	9	図表2-1		本事業の工事範囲	建物エリア2mが工事範囲と記載がありますが、それ以外の空地に仮設資材、現場事務所等の設置は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。設置場所は協議によります。
21	要求水準書	9	図表2-2、2-3		設計及び建設業務	インフラ引込の負担金等は、県が直接発注する造園・土木工事の範囲内に含まれ、別途と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p.25「図表4-3インフラ条件」に記載のとおり、各インフラの引き込みに関する整備・管理は事業者の業務としています。防災公園(西側)エリア及び防災公園(東側)エリア(公園管理事務所を屋内運動施設に合築する場合も含む)ともに、引き込みに必要なインフラ事業者への負担金や、キュービクル、計量器、ガスのガバナ、MDF(通信)等引き込みに必要な設備の設置及びそれらの設備までの配線・配管費用は全て事業者負担です。 なお、引き込みに必要な許可申請書の作成や提出等の事務手続き及びその費用負担については、事業者が建設する屋内運動施設及び公園管理事務所部分は事業者、県が直接発注する造園・土木工事部分は県とします。
22	要求水準書	11		6	県が行う以下の業務との調整・協力	県が別途に発注する予定の工事・業務が遅れ、当事業の当初のスケジュール等に影響が出た場合に発生した追加費用は別途協議ということではよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	11	6	6	県が行う以下の業務との調整・協力	県と事業者がこの事業を遂行するために、お互いが調整・協力をするだけで、事業者側にはあくまで実費はかからないという認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料の範囲を超える協力体制は求めています。
24	要求水準書	11		7	豊山町が行う以下の業務との調整・協力	豊山町が別途に発注する予定の工事・業務が遅れ、当事業の当初のスケジュール等に影響が出た場合に発生した追加費用は別途協議ということではよろしいでしょうか。	豊山町が別途に発注する予定の工事等に遅れが生じた場合は、本事業に影響が及ばないよう、豊山町が行う業務との調整・協力の内容自体を再調整することとし、そうした上でもスケジュール等に影響が生じた場合は、対応全般を県と事業者とで協議することを想定しています。
25	要求水準書	11	21	7	豊山町が行う以下の業務との調整・協力	豊山町と事業者がこの事業を遂行するために、お互いが調整・協力だけで、事業者側にはあくまで実費がかからないという認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料の範囲を超える協力体制は求めています。
26	要求水準書	11	21	7	豊山町が行う以下の業務との調整・協力	①～④の記載がありますが、既に豊山町が行う具体的な内容等があれば情報共有をお願いします。	現時点においては、豊山町エリア付近に新設する道路工事、町道117号拡幅工事等、豊山町エリアの設計・建設工事等、豊山町が行う本計画地外における神明公園の公園維持管理業務、豊山町内にて実施されているイベント等(町民体育大会、とよやまDEないと等)が想定されます。
27	要求水準書	12	4	(3)	設計・建設期間	造園・土木工事の設計業務について、設計期間は事業者より提案できるという認識でよろしいでしょうか。	設計期間は事業者が提案可能ですが、同時に、適切な建設期間を確保することを求めます。
28	要求水準書	16	28	(1)	神明公園における収益事業	神明公園において収益事業を行う場合、使用料は県に支払う認識でよろしいでしょうか。 事業者間で認識の相違が無いように、使用料のおおよその目途(例:〇〇円/㎡等)をお示ください。	神明公園エリアにて収益事業を行う場合、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づく使用料を支払います。このうち事業者が徴収する利用料金のうち、この使用料に該当する額を県にお支払いいただく必要があります。 また、県が町に支払う使用料としては、豊山町都市公園条例第9条に基づいて単価が定められます(同条例中の「興行を行う場合」を元に単価を算出した場合、260円/㎡・月程度となります)。 詳細については、個別対話にてお示しします。 なお、事業の内容が、町への支払いが発生する収益事業に該当するかどうかは、県が町と協議することとなります。
29	要求水準書	17	1	11	事業用地に関する事項	「特定事業契約締結後、県は事業用地引渡しに関する計画を定める」となっていますが、当該計画は事業契約締結前に定めてご提示頂きたく存じます。	基本協定締結後、可能な限り早期にご提供するように努力します。
30	要求水準書	17		13	損害賠償・保険への加入	加入する保険内容は事業者提案という理解に相違ないでしょうか。	運営・維持管理期間中に、事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合に、その損害を補填する賠償責任保険である必要があります。 その他の保険等については、要求水準書及び特定事業契約書(案)を満たす限り、事業者の提案に委ねます。
31	要求水準書	17		13	損害賠償・保険への加入	県で付保する予定の保険についてご教示ください。	建物については、建物共済に加入することを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
32	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	事業者として加入しなければならない保険の指定はございますでしょうか。「事業者が～損害を与えた場合に備え、保険に加入すること」と記載あるので、要求水準として事業者又は業務受託者に求められているのは賠償責任保険と理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間についてはお見込みのとおりです。設計・建設期間については、要求水準書p.65に記載している建設工事保険への加入を求めます。
33	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	パススルー業務に関しては、SPCが保険に加入せずとも、業務受託者が保険へ加入することで足りるかと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	19		1(2)	実施体制	配置する統括管理責任者は、常駐までは求められていないとの理解に相違ないでしょうか。	常駐は必須としません。
35	要求水準書	19	9	1(2)	実施体制	統括管理責任者は他の業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	要求水準書p.97をご確認ください。「開園準備期間及び運営・維持管理期間については、各々が担うべき役割を確実に遂行できる場合に限り、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼務することができる。」なお、設計・建設期間中は兼務できません。
36	要求水準書	19	11		統括管理責任者・統括管理業務担当者	統括管理責任者・統括管理業務担当者は常駐する必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	常駐は必須としません。
37	要求水準書	24	図表4-2		設計業務及び建設業務	隣接地における整備について、豊山町にて避難所(アリーナ)等の整備が行われる予定とのことですが、想定スケジュールをご教示願います。	賑わい施設・避難所(アリーナ)が整備される豊山町臨空第2公園は、愛知県防災公園の利用者数を見込んでいるため、県防災公園が整備されることが前提の計画となっています。そのため、豊山町臨空第2公園の整備が県の防災公園に先行して着手される予定はありません。 本事業の落札者が決定する時期は2026年2月を予定しており、豊山町の臨空第2公園の設計等の着手については、2026年度以降に予定されています。 なお、2025年度は準備事業として、埋蔵文化財本発掘調査、地下調整池整備工事の実施が予定されています。
38	要求水準書	25	3	1(2)イ(イ)	インフラ条件	給排水、電気、ガス、通信などのインフラについて、公園と建築で建設事業者が異なるため、建築と公園に必要なインフラは各々引き込むことができると考えてよろしいでしょうか。 (一敷地二引込は協議済でしょうか)	これまでの協議は原則どおり一敷地一引込を前提としていますので、①防災公園(西側)エリア、②防災公園(東側)エリア及び神明公園エリア、及び別事業の③消防学校の敷地単位で引き込むことを想定しています。
39	要求水準書	25	3	1(2)イ(イ)	インフラ条件	上記回答が否の場合、受変電設備は建築＋公園の合算電気容量が必要となり、公園分の設備を建築が負担することになりますが、その際の事業者と県の費用負担の考え方についてお示しください。	要求水準書p.25「図表4－3インフラ条件」に記載のとおり、各インフラの引き込みに関する整備・管理は事業者の業務としています。防災公園(西側)エリア及び防災公園(東側)エリア(公園管理事務所を屋内運動施設に合築する場合も含む)ともに、引き込みに必要なインフラ事業者への負担金や、キュービクル、計量器、ガスのガバナ、MDF(通信)等引き込みに必要な設備の設置及びそれらの設備までの配線・配管費用は全て事業者負担です。 なお、引き込みに必要な許可申請書の作成や提出等の事務手続き及びその費用負担については、事業者が建設する屋内運動施設及び公園管理事務所部分は事業者、県が直接発注する造園・土木工事部分は県とします。
40	要求水準書	25	図表4-3		インフラ条件	中部電力パワーグリッド(株)や東邦ガス(株)、小牧市との協議は提案書提出前に可能でしょうか。	民間インフラ事業者(電力、ガス、通信等)への協議は可能です。
41	要求水準書	25	図表4-3		インフラ条件	各インフラ事業者とは現時点から協議を行ってよろしいでしょうか。	民間インフラ事業者(電力、ガス、通信等)への協議は可能です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
42	要求水準書	25	図表4-3		インフラ条件	屋内運動施設については中圧ガスでの計画が必須ではなく、LPGもしくはガスを使用しない計画も可と考えてよろしいでしょうか。	県としては、耐震性に優れた導管により供給される中圧ガスを引き込むことが望ましいと考えていますが、要求水準を満たす限り、質問のような提案も可とします。
43	要求水準書	25	図表4-3		インフラ条件	公園管理事務所については中圧ガスでの計画が必須ではなく、LPGもしくはガスを使用しない計画も可と考えてよろしいでしょうか。	県としては、耐震性に優れた導管により供給される中圧ガスを引き込むことが望ましいと考えていますが、要求水準を満たす限り、質問のような提案も可とします。
44	要求水準書	35	1	(イ)	VORTACに関する事項	VORTACに関して、影響は建築物によるもののみとして考え、多目的グラウンドのフェンスなどの影響はないと考えればよろしいでしょうか。	屋内運動施設や公園管理事務所以外のフェンス等においても、影響はありますが、建築物と比較すると相対的に少ないと考えています。 なお、提案時のシミュレーションは求めておらず、基本設計完了時までに国土交通省大阪航空局にて電波障害シミュレーションを実施することとなります。
45	要求水準書	35	1	オ(イ)	VORTACに関する事項	防災公園に設置するナイター照明、防球ネットの支柱の高さ、設置位置などのVORTAC上の制限があればご教示願います。	屋内運動施設や公園管理事務所以外のフェンス等においても、影響はありますが、建築物と比較すると相対的に少ないと考えています。 なお、提案時のシミュレーションは求めておらず、基本設計完了時までに国土交通省大阪航空局にて電波障害シミュレーションを実施することとなります。
46	要求水準書	37	4	(3)オ	その他	設計初期段階で意見聴取会を開催する場合、意見聴取する個人・団体などの対象は決まっていますか。	高齢者・障害者・施設利用者等を想定していますが、具体的な意見聴取の対象は「人にやさしい街づくりに活かす高齢者、障害者等の意見反映手引書」(愛知県作成)に基づき、設計の初期までに県及び事業者等の協議・調整により決定します。
47	要求水準書	38	31	オ(コ)a	駐車場	「豊山町タウンバス停留所は、、、豊山町と調整した上で計画すること」について、位置は提案時に事業者が想定し、基本設計時は豊山町と調整して決定することでしょうか。	提案時点で豊山町との調整を求めるものではありません。提案時点では想定とし、設計段階において豊山町との調整を行い、計画してください。 なお、停留所の位置は、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮ったうえで決定されます。
48	要求水準書	39	13	b	駐輪場	建物周囲2m以内に駐輪場を設けた場合でも、駐輪場の建設は事業者負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	提案により建物周囲2m以内に駐輪場を設けた場合は、駐輪場の建設は事業者負担となります。 また、県は建築物と一体的に整備する設備については建築工事の範囲内に含むと考えていますので、提案により建物利用を目的とした駐輪場を建物周囲2m以外に設けた場合においては、事業者の負担となります。 各施設・諸室の合理的な建築計画や維持管理業務を求めていますので、それに基づいた施設整備の提案をお願いします。
49	要求水準書	40	図表4-11	(4)ア(ウ)a	耐震性能	「大地震動に対して軽微な被害にとどまり、施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とすること」とありますが、要求性能はあくまでも図表4-11に示す耐震性能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書	41	15	(4)ア(ウ)d	長期耐用性能の確保	「配管スペースについては、配管の周囲を改修することなく、配管の点検、更新が行えるようにすること」とあるのは、配管ピットの構築は必須であり、人が入って作業できる高さを確保しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	配管ピットの構築は必須とはしませんが、配管の点検及び更新頻度等も踏まえつつ、必要に応じて配管の点検、更新が行えるように整備をお願いします。
51	要求水準書	41		e	環境負荷低減への寄与	燃料電池や太陽光発電などの再生可能エネルギー容量は事業者提案に委ねられるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	41	18	ア(ウ)e	環境負荷低減への寄与	「燃料電池や太陽光発電などの再生可能なエネルギーを導入することで、、、」について、提案する項目と場所は屋内練習場と公園管理事務所以外の公園でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、屋内運動施設及び公園管理事務所以外の場所に提案することも可能です。
53	要求水準書	42	26	イ(イ)	防災公園(東側)エリア	「多目的広場(1)」とは図面上の「多目的広場(サッカー場)」、「多目的広場(2)」とは図面上の「多目的広場(野球場)」のことでしょうか。	「多目的広場(1)」は、県の想定上「野球場」となっており、「多目的広場(2)」は、県の想定上「サッカーグラウンド」となっています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
54	要求水準書	43	31	ウ(ア)	防災公園(西側)エリア	「、容易にレイアウト変更が可能のように、設備、什器、備品等の一部を可動式にするなど、」の可動式設備、什器、備品の想定内容、仕様等をご教示願います。	例として、平常運用時には車両の侵入ができないように封鎖している場合には、それを一部取り除き、車両の進入が可能になることを求めます。また、審判台やゴールポストなどが拠点運用時の支障となる場所に設置されている場合には、移動可能であること求めますが、具体的な仕様については提案に委ねます。
55	要求水準書	45		エ(ア)a	構造等	屋内運動施設は四方を「壁など」で囲むことと記載がありますが、材質については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	45	5	エ(ア)a	屋内運動施設の構造等	「、管理諸室(拠点運用時における物質管理諸室・500㎡程度)」の500㎡程度の管理諸室の構成と面積配分、想定定員と男女の比率をご教示願います。	現在、①物資搬送チーム(総務班等)及び②緊急物資本部チームは下記のとおり運用しており、管理諸室は①及び②に③の機能を新たに加え、現在と同等以上の運用が実施可能で、かつ効率的・効果的な提案を期待します。 ①物資搬送チーム(総務班等) 各災害物流拠点では、災害物流拠点運用担当班の総括や県緊急物資本部チームとの連絡調整等のため、物資搬送チーム(総務班等)が約150㎡の部屋において約30人が業務を実施します。 ②緊急物資本部チーム 県庁自治センターに県内緊急物資の調達、配送等を総括する本部チームを設置することとしており、約200㎡の部屋において約50人が業務を実施します。 なお、県庁自治センターが使用できない場合は、その代替施設として管理諸室を使用する可能性があるため、①物資搬送チームの部屋とは別に同規模のスペースを確保する必要があります。 また、①物資搬送チーム(総務班等)と②緊急物資本部チームは、現在、隣接する部屋(仕切りは不要)で活動する運用を想定していますが、部屋の配置については、平常運用時における利用も踏まえ、事業者の提案に委ねることとします。 ③休憩スペース 最大約150人の活動人員が3交代制で活動するため、一度に約50人が休息するスペース(約150㎡)を確保できる提案を期待します。 なお、屋内運動施設における各諸室の定員の男女比率については、平常運用時の利用想定人数を基に計画してください。
57	要求水準書	45	5	エ(ア)a	屋内運動施設の構造等	「、備蓄倉庫(1000㎡程度)」の中に必要の棚の諸元、数量をご教示願います。	現在の災害物流拠点等の資機材保管場所においては、壁面沿いに棚(奥行約1m、高さ約1mを2段)を設置することで、非常食、発電機、パレット及びカラーコーン等の物資搬送チームが使用する物資(約100㎡分)を管理しています。本拠点の備蓄倉庫の棚の諸元及びその数量については、同等以上の運用が実施可能となる提案を期待します。 その他に、ハンドリフト約30台を保管するとともに、1.1m×1.1mパレットを可能な限り平積みで配置することを想定しています。
58	要求水準書	46	24	エ(ア)a	各施設において求められる機能及び性能	停電対策として、消防学校内に設置する自家発電機(1,600KVA 相当)から屋内運動施設に1,000KVA の電力を供給することを想定しており、電気容量計算及び接続工事を行うこととありますが、供給先は屋内運動施設のみと考え、東側防災公園、管理事務所などへの供給は不要でよろしいでしょうか。電気容量計算や幹線の設定のため、1期外構も含めて拠点運用時(停電時)の自家発電機の供給先(箇所)と各々に必要な電力容量をいただけないでしょうか。	お見込みのとおり、防災公園においては、自家発電機の供給先としては、屋内運動施設のみとなります。 今後、第1期事業で選定された事業者と協議の上、供給先や電力容量等をお示しすることになります。
59	要求水準書	47	28	b	拠点運用時	予め空配管等を確保すると記載がありますが、空配管は県の発注工事の認識でよろしかったでしょうか。	建物周囲2m以内の空配管等は事業者工事の範囲となります。 各施設・諸室の合理的な建築計画や維持管理業務を求めていますので、それに基づいた施設整備の提案をお願いします。
60	要求水準書	47	29	エ(ア)b	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 管理諸室	「物質の搬入、搬出に従事する県の職員や輸送事業者等が休息できるスペースを設けること」のスペースの対応予定人数及び広さをご教示願います。	最大約150人の活動人員が3交代制で活動するため、一度に約50人が休息するスペース(約150㎡)を確保できる提案を期待します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
61	要求水準書	48	8	エ(ア)b	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 備蓄倉庫	「事業者が調達する2台以上のフォークリフトを、、、」のフォークリフトの諸元、積載量をご教示願います。	最大荷重2,500kg、バッテリー車を想定しています。
62	要求水準書	48	8	エ(ア)b	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「事業者が調達する2台以上のフォークリフトを、、、」のフォークリフト用の充電設備は2台のみ対応することによってよろしいでしょうか。	拠点運用時には、常設する2台のみならず、関係機関から借り上げたフォークリフト合計40台の活動を想定しています。このため県としては、2台を下限として、より多く充電設備が整備されることが望ましいと考えています。
63	要求水準書	48	24	(4)エ	各施設において求められる機能及び性能	全天候型舗装で、大型トラックやフォークリフトの走行に耐えるというのは、本来、歩行のみを見込んだ舗装のため、表面材のめくれやタイヤ痕が懸念されます。耐えるというのはめくれやタイヤ痕程度は問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書	49	1	(4)エ	各施設において求められる機能及び性能	人工芝で、大型トラックやフォークリフトの走行に耐えるというのは、本来、歩行のみを見込んだ舗装のため、表面材のめくれが懸念されます。耐えるというのはめくれ程度は問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書	49	16	エ(オ)a	公園管理事務所	「主に公園管理を行う要員が、、、」の要員の想定人数、男女比率をご教示願います。	防災公園の運営・管理を担う事業者の従業員が使用することを想定しており、県として人数等について特段の想定はありません。
66	要求水準書	49	22	1(4)エ(オ)c	要求事項 公園管理事務所	公園管理事務所の各諸室の要求面積をご教示ください。	各諸室の面積は事業者提案となりますが、要求水準書p.49,p.50において求める平常運用時・拠点運用時のそれぞれの利用時における機能及び性能を満たすよう計画してください。
67	要求水準書	50	12	エ(オ)c	更衣室	「拠点運用時支援要員の利用想定している」の要員の想定人数、男女比率をご教示願います。	更衣室の想定人数及び男女比率は、平常時における防災公園エリア及び神明公園エリアの利用者数をもとに計画してください。 なお、拠点運用時は、自衛隊、消防、警察及びTEC-FORCE等防災関係機関(約5,000人)が更衣室を使用する想定ですが、そのうちの一部が可能な限り使用できることを想定しています。
68	要求水準書	50	26	(4)エ	各施設において求められる機能及び性能	土で、大型トラックやフォークリフトの走行に耐えるというのは、本来、歩行のみを見込んだ舗装のため、雨天時のわだちが懸念されます。耐えるというのはわだち程度は問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	要求水準書	51	32	(4)エ	各施設において求められる機能及び性能	天然芝で、大型トラックやフォークリフトの走行に耐えるというのは、本来、歩行のみを見込んでいるため、雨天時のわだちが懸念されます。耐えるというのはわだち程度は問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	要求水準書	52	10	(4)エ	各施設において求められる機能及び性能	焚き火ができてテント設営に関わるペグなど杭打ちができる土舗装が想定されていますが、土舗装で、大型トラックやフォークリフトの走行に耐えるというのは、本来、歩行のみを見込んだ舗装のため、雨天時のわだちが懸念されます。耐えるというのはわだち程度は問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書	54	31	(5)イ	電気設備	ベースキャンプ用地となることから、夜間の点灯、消灯などの照明機器の設置が想定されていますが、屋外の電源は設置する必要はないのでしょうか。	拠点運用時のベースキャンプ用地に必要な電源は、各支援部隊が確保することを想定しています。
72	要求水準書	54		表	屋内運動施設の構造等	屋内運動施設の照明計画などに必要な詳細な設備諸元を教えていただけないでしょうか。	屋内運動施設の照明計画については、スポーツ照明基準照度基準(JIS Z 9127:2020)に基づき、最低照度200 lx以上の照明設備を、各施設の用途と適性を考慮し整備をお願いします。

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
73	要求水準書	55、56	55ページ27行56ページ5行	1(5)イ	放送設備 監視カメラ設備	放送や監視カメラ設備などの建築と公園が一体となった設備(システム)について、建築の工事範囲をお示しください(事業者の負担範囲)。	建築物(屋内運動施設及び公園管理事務所)及びその周囲2mの範囲とします。
74	要求水準書	56			監視カメラ設備	事業者が整備する監視カメラ設備は防犯のためのものだけで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、拠点運用時に防災拠点(屋内運動施設も含む。)としての運用状況を把握するためのカメラを県が整備する際は、整備内容について県と調整することとします。
75	要求水準書	57	8	ウ	自動制御設備	屋内運動施設、公園管理事務所の建築設備監視装置は各棟の事務所に個別で設置と考えてよろしいでしょうか。	保守管理の点において、防災公園における設備等の機能および性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるのであれば、可とします。
76	要求水準書	63	15	イ(イ)b	業務内容	県が直接発注する造園・土木工事における工事監理業務では、事業者からの工事監理者について常駐をお考えでしょうか。	工事監理者の常駐は不要です。 また、本業務の工事監理業務では、設計内容や手順の確認、及び設計変更への対応等について、随時県と調整することを想定しています。この具体的な方法については、工事開始前までに調整することとします。
77	要求水準書	67		1(2)⑦	業務の区分	開園式典及び内覧会等の規模感をお教えてください。	開園式典は、テープカットやくすだま割り等を想定しています。また屋内運動施設や各公園施設において内覧会を実施するため、事業者は、施設内の各所に従業員を配置し、施設の説明や誘導を行うことを想定しています。
78	要求水準書	67		1(2)⑧	業務の区分	開園準備中の維持管理業務開始は竣工引渡後からでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書	67		1(4)	業務の期間	開園準備業務の始期は事業者提案によると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。県は2027年の10月を想定していますが、事業者の提案に委ねます。
80	要求水準書	69		イ(ア)	業務の詳細	運営・維持管理業務の準備業務において、開園に先立って屋内運動施設の管理室及び公園管理事務所の事務室を開設することとは、当事業場所ではなく、運営企業の事務所内等事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	開園以降、直ちに計画地の円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、開園に先立って屋内運動施設の管理諸室及び公園管理事務所の事務室を開設することを想定しています。なお、事務室の開設以前の開園準備業務の執行場所については、事業者の提案に委ねます。
81	要求水準書	70	20	(6)	災害時等対応マニュアル作成業務	災害時等対応マニュアルの作成において、隣接する消防学校の管理運営事業者が作成するマニュアルとどのような連携が必要かお示しください。	本事業の災害時等対応マニュアルの作成においては、要求水準書p.70「第5 開園準備業務に係る要求水準 2 業務の要求水準 (6) 災害時等対応マニュアル作成業務」に記載の内容を満たすことを求めます。 消防学校との連携については、拠点運用時には、基幹的広域防災拠点として消防学校と防災公園が一体的に運用されることを想定していますが、その運用の主体は県であり、事業単位を分けているため、消防学校、防災公園の各運営事業者との連携については、各事業の事業者の決定以降、県が主体となって調整していくものと考えています。
82	要求水準書	74	図表6-1		運営業務の構成と対象施設の関係	図表6-1を確認すると駐車場は○(特定事業の範囲として提案可)となっていますが、有料も可能とのことでしょうか。仮に通常は無料で開放する場合、イベント時等は有料とすることは可能でしょうか。	防災公園エリアの駐車場については、お見込みのとおりです。 ただし、神明公園エリアの駐車場は元々無料であったことから、県は無料での運用を想定しています。 神明公園エリアの駐車場有料化の実施の可否等については、県及び豊山町との協議によって決定します。 また、駐車場の有料化を行う場合は、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づく使用料を支払います。このうち事業者が徴収する利用料金のうち、この使用料に該当する額を県にお支払いいただく必要があります。 詳細については、個別対話にてお示しします。
83	要求水準書	75	10		施設予約システム	施設予約システムについて、県が既に整備している施設予約システム(ネットあいち)を活用することは可能でしょうか。 活用可能な場合、システムの活用に当たりシステム使用料等が発生するようなら、その費用をお示しください。	施設予約システム(ネットあいち)を活用することは可能です。 ただし、原則、予約の内容やデータ容量等に応じてシステム導入費用及び使用料が必要となります。 また、事業期間中に、システムを更新する場合があります。詳細については個別対話でお示しします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
84	要求水準書	76	32	2(1)イ	受付・予約管理・問い合わせ対応業務	「予約の確定、予約内容の変更、予約の取消しについては、記録を残すこと」とありますが、電子データみの保存とし、ペーパーレス化することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	79	7	(5)イ	駐車場運営業務	「イベント等の開催により利用者の安全が損なわれないよう、必要に応じて人員を配置し、駐車場の車両誘導等を行うこと」とありますが、人員を配置した際の費用は利用料金とは別に主催者へ請求することが可能との認識でよろしいでしょうか。	事業者が、イベント等を開催する場合は、利用者の安全が損なわれないよう、必要に応じて人員を配置し、駐車場の車両誘導等を行う必要があります。 一方で、要求水準書p.80(イ)に記載する第三者が主催する事業を支援する場合、第三者の要望により駐車場に人員を配置することによって発生する費用は、利用料金とは別に第三者へ請求することが可能と考えます。
86	要求水準書	80	2	(ア)	県及び県内地方公共団体が主催する各種イベントへの協力	「事業者は、県及び県内地方公共団体が主催する各種イベントに対し、各施設の優先的な確保や、駐車場誘導などの協力をする。」とありますが、駐車場誘導員の配置は主催者側(ここでは県・県内地方公共団体)であり、事業者側は、どこの誘導員を配置した方が良い等のサポートを行うイメージでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。平常時の駐車場管理の範囲で協力を求めています。
87	要求水準書	80	15	イ(イ)	第三者が主催する事業の支援	イベント開催時におけるイベント会場内の警備等安全管理は主催者の責任範囲との認識でよろしいでしょうか。	一義的にはイベント主催者の責任ですが、事業者は、公序良俗に反する恐れのある利用や県民の批判を招くこととならないようするなど、施設管理者である指定管理者として、一定の責任は生じうるものと考えます。
88	要求水準書	82	11	(7)イ	県が防災拠点として使用すると意思決定した後の対応	貴県による拠点運用時モードとしての使用に伴いイベントが中断や中止となり、事業者や主催者に損害が生じた場合、貴県に補償していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者やイベントの主催者が、県の承認を受けて公園施設等の利用を中止したときは、利用料金の返還等を行うことが想定され、県はこれを補填します。なお、利用料金等以外の当該イベントで得られたであろう逸失利益は対象外です。
89	要求水準書	96	1	1	基本的な考え方	任意事業は必須の事業ではないので、事業採算性を考慮し、途中で内容変更・中止してもペナルティはないものと考えて良いでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙3「モニタリング基本計画」の、「Ⅶ.要求水準未達の場合の措置」の「4.任意事業」に記載のとおり、事業者が合理的な理由なく、事業提案書どおり当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、任意事業協定書に基づき事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、事業者が当該任意事業を実施しなかった事実について公表できるものとしています。
90	要求水準書	97		イ	業務責任者の配置	開園準備業務、運営業務、維持管理業務の業務責任者を兼務することは可能と考えてよいでしょうか。	運営業務と維持管理業務の責任者は兼務できません。開園準備業務と運営業務または維持管理業務の責任者は兼務可能とします。また、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼務することができることとしています。
91	基本協定書(案)	1		第1条	目的及び解釈	甲及び乙の義務を定めるのは本協定締結時であることから、本協定締結前の入札辞退・契約辞退にはなんらのペナルティも発生しないと理解して相違ないでしょうか。	基本協定締結前の辞退届の提出は想定していませんが、事業者の事由により、落札者決定後基本協定締結前に辞退する場合は、指名停止等の対応を行う場合があります。
92	基本協定書(案)	3		第8条	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	「乙の構成員が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当」とありますので、構成員以外の企業の場合は該当せず、ペナルティも発生しないということでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、特定事業契約締結前に、不正行為を行った協力会社等を変更する際には本事業の参加要件を満たす必要があります。
93	基本協定書(案)	6		第11条	任意事業の実施	任意事業協定の書面は、事業者提案によるものを採用予定ということでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者からの提案に基づき、県と事業者による協議の上、定めるものとします。
94	基本協定書(案)	12				基本協定書の押印は代表企業、構成員のみで、協力会社は押印の必要はなく、連帯保証もないということでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
95	基本協定書(案)	別紙2			業務委託請負先	「その他業務委託請負先」とは、公募グループを構成し特別目的会社に出資しない「協力会社」ということでしょうか。様式集では「協力会社」、特定事業契約書(案)では「その他第三者」という書き方もされていたので、用語の統一をお願いします。	「その他業務委託請負先」とは「協力会社」を意味します。 基本協定書における「その他業務委託請負先」、「その他第三者」は「協力会社」と読み替えていただくようお願いします。
96	特定事業契約書(案)	9		第25条	財務情報の報告	財務情報を事業者のウェブサイトにおいて公表するとありますが、そこまでの必要があるでしょうか。再考をお願いします。	会社法第440条第1項(計算書類の公告)の規定を踏まえ財務情報のウェブサイトによる公表を求めています。これにより難しい場合は、協議に応じます。
97	特定事業契約書(案)	12	20	第31条6項	本施設引渡遅延によって事業者に生じた損害・損失	本条本項に限らず「事業者が生じた追加費用」「事業者が生じた損害」「事業者が生じた損失」を使い分けていますが、この3つのそれぞれの定義を、例示と共にお願いします。	本条においては、次の意味で使用しています。 追加費用:事業者の適法な業務遂行によって、追加で発生する費用を意味しています。 損害:事業者の債務不履行、違法行為等によって発生する不利益を意味しています。 損失:事業者の適法な業務遂行によって、発生する不利益を意味しています。 なお、例示として、①「事業者が生じた追加費用」とは、設計・建設時における追加の現場管理費用(経費)等を指し、②「事業者が生じた損害」とは、運営・維持管理時に供用が遅延したことによる事業者主催イベント開催準備費用等を指し、③「事業者が生じた損失」とは、運営・維持管理時に供用が遅延したことによる公園利用収入が得られないことを指します。
98	特定事業契約書(案)	13		第35条第1項(5)	契約の保証	履行保証保険については、事業者が保険契約者となって付保するほか、設計企業や建設企業が事業者を被保険者とする履行保証保険に加入し、第113条の県に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を設定する方法もございますが、事業者としてどちらを選んでも構わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	特定事業契約書(案)	13		第35条第1項(5)	契約の保証	事業者が自ら保険契約者となって履行保証保険契約の締結を行う場合は、当該保険の被保険者について指定はございますでしょうか。	県が被保険者になること以外に指定はありません。
100	特定事業契約書(案)	13		第35条第1項(5)	契約の保証	「特定事業契約の締結後、直ちに」とありますが、保険契約の締結には保険契約者、保険会社双方の社内手続き等に時間がかかる場合もありますので、特定事業契約の締結後「速やかに」或いは「遅滞なく」に変更して頂けないでしょうか。	特定事業契約の締結以降、設計・建設業務の履行業務が発生すると解釈するため、当該履行義務の発生日を始期とし、設計・建設期間が終了する日を終期とした履行保証契約が締結できるよう措置してください。なお、「契約の締結と同時に」とは、「愛知県建築設計業務等委託契約約款」第4条第1項、及び「愛知県公共工事請負契約約款」第4条第1項に準じたものであることを申し添えます。
101	特定事業契約書(案)	14	5	第36条第5項	地中埋設物	土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物、地盤沈下に起因して事業者が生じた追加費用については、県が負担することが明記されてますが、事業者が生じた損害・損失は補償の対象とはされていません。当該事象(不発弾含む)に起因して事業者に損害・損失が発生する可能性もありますので、これらも補償対象としてください。	要求水準書等に示した情報から合理的に判断できない範囲の土壌汚染、地中埋設物又は地盤の状態に起因して発生する撤去・除去等が必要な場合は、事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、個別具体の対応については、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。
102	特定事業契約書(案)	21		第52条第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	本条に関するサービス購入料Aの改定手順について、別紙6に記載をお願いします。なお、その場合には、現在の物価高騰に鑑み、本条第1項乃至第4項の「全体スライド」とともに第6項の「インフレスライド」における改定手順についても記載をお願いします。	全体スライド及びインフレスライドについては、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
103	特定事業契約書(案)	22		第52条 第6項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	「予期することができない特別の事情・・・(ア)」により「急激なインフレーション・・・(イ)」が生じ、「サービス購入料が著しく不適當・・・(ウ)」となったときは、費用の負担を請求することができる、とありますが、アイウそれぞれの貴県の定義・考え方をご説明ください。昨今の物価高騰を踏まえると今後も物価が高騰することは容易に想像できる点でアの条件は実態に合致しておらず、イが生じればウとなることは自明なので、インフレスライドの適用可否を判断するにあたっては「急激なインフレーション」が生じているか否か(イ)が実質的な判断要素と考えますがその理解で宜しいでしょうか。また、そうした場合、現在の物価高騰は、急激なインフレーション状態と解する余地は十分あると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。	インフレスライドの適用可否を判断するにあたっては「急激なインフレーション」が生じているか否か(イ)が実質的な判断要素と考えます。 インフレスライドの適用にあたり、急激なインフレーションが生じているか否かの実際の判断は、契約締結後、「愛知県公共工事請負契約約款」に準じ判断します。
104	特定事業契約書(案)	25	7	第59条	県が直接発注する造園・土木工事に係る損害	「ただし、その損害のうち県又は県が直接発注する造園・土木工事受注企業の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する」とありますが、県又は県が直接発注する造園・土木工事は事業者とは直接には関係ありません。従って、「なお、その損害のうち県又は県が直接発注する造園・土木工事により生じたものについては、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものについてのみ、事業者が負担する」と変更ください。	特定事業契約書(案)第59条の趣旨は、原則として事業者が工事監理業務の責任を負担するところ、例外的に県又は県が直接発注する造園・土木工事の工事監理業務において、県側の責めに帰すべき事由により生じたものは県が負担することを明確化するものです。当該例外的な取扱いにおける主張立証責任の所在は事業者側にあると考えます。従って原案のとおりとします。
105	特定事業契約書(案)	26	1	第62条	契約不適合責任(県)	本条第12項の規定は、本条と相対する第66条の契約不適合責任(事業者)には記載がありません。第12項の規定の削除をお願いします。	特定事業契約書(案)第62条第1項の「引き渡し」とは、県が直接発注する造園・土木工事は、県が所有権を有したまま工事を実施し、運営・維持管理が開始されるまでに事業者により工事目的物(公園施設)を引き継ぐことを意味しています。 一方で第66条第1項の「引き渡し」は、事業者が建設を行う屋内運動施設及び公園管理事務所の、所有権の移転を伴う現実の引き渡しを意味しています。 このことを前提とした上で、第62条第12項の趣旨は、県の契約不適合責任が及ぶ範囲が、県が直接発注する造園・土木工事に係る工事目的物(公園施設)であることを明確化するものであるとご理解ください。
106	特定事業契約書(案)	32	16	第75条 第4項	拠点運用時の運営・維持管理業務等	第75条第4項ただし書き以降の「損害・損失」には逸失利益も含まれることを確認させてください。拠点運用時には事業者の収支は極端に悪化することが予想されますので、収益回復のために貴県に対して延長を申し込めることを確認したいという趣旨です。	「損害・損失」には、逸失利益は含みません。ただし、事業期間の延長は可能です。
107	特定事業契約書(案)	32	22	第75条 第4項	拠点運用時の運営・維持管理業務等	「第103条(合意延長)に基づき、県に事業期間の延長を求めることができる」とありますが、拠点運用時に起因して生じた損害・損失は凡そ事業者で制御できるものではありませんので、合意延長とともに、貴県による損害・損失の補償の対象としてください。	拠点運用時において事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、個別具体の対応については、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
108	特定事業契約書(案)	35	10		第8章 サービス購入料	「～サービス購入料Aのうち設計・建設費及びこれに係る消費税等のうち、請求時の出来形に相応する費用(以下「出来形部分」という。)(対価の一部支払後の残額は支払留保分とする。)」について、一部支払を請求することができる。ただし、事業者は、一部支払の請求をする場合、令和7年度及び8年度を除き、この請求を必ず各年度末に行うものとし、そのほか各年度内において2回を上限とし行うことができるものとする」との記載がございますが、設計費に関しては令和8年度分の業務出来形分を令和8年の年度末に請求できるという認識でお間違いないでしょうか。	設計費については、設計完了後の支払いを予定しています。
109	特定事業契約書(案)	37	20	第91条第1項(8)	事業者による表明及び保証	会計監査人の設置は相応の費用が発生いたします。金融機関からの資金調達を行わず、また資本金が億に満たない規模のSPC(非公開会社)を組成する場合には、会計監査人の設置は任意とさせていただきます。	会社法に定める要件に該当し、会計監査人の設置が義務となる場合、及び定款の定めにより会計監査人の設置を定める場合を除いては、会計監査人の設置は必須ではないものとします。
110	特定事業契約書(案)	43		第100条	不可抗力	「県は、事業期間中に発生した不可抗力により本事業の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、当該不可抗力の発生前において事業者により予見できず、又はその追加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと県が認める場合、当該不可抗力により発生した追加費用を負担する」とありますので、維持管理・運営期間中の不可抗力については、事業者の負担はないものと理解してよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第100条第5項の要件「事業期間中に発生した不可抗力により本事業の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、当該不可抗力の発生前において事業者により予見できず、又はその追加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと県が認める場合」に該当するのであれば、県は当該不可抗力により発生した追加費用を負担するため、当該不可抗力について事業者の負担はないと考えます。
111	特定事業契約書(案)	44	10	第103条	合意延長	運営・維持管理期間が延長された場合の終期についての記載がありません。第75条(拠点運用時の運営・維持管理業務)第4項では「拠点運用時の状態が2年以上継続する」場合は合意解除等について協議するとされていますが、合意延長は本条に基づく場合だけではなくありませんので、延長された場合の終期の定めについても記載をお願いします。	個別事象に即して終期がいつとなるかを協議しますので、原案のとおりとします。
112	特定事業契約書(案)	44	10	第103条	合意延長	県・事業者双方の合意により運営・維持管理期間を延長した場合、延長期間中も貴県よりサービス購入料Bが支払われるとの理解で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	特定事業契約書(案)	44	27	第103条第1項(2)	合意延長	「その他運営・維持管理期間の延長が必要と認められる場合」とありますが、これでは範囲が広すぎます。具体的な参照条文を記載するなどして「その他」が示す内容を明記いただけないでしょうか。	個別事象に即して本号の適用有無を協議しますので、原案のとおりとします。
114	特定事業契約書(案)	別紙2			事業日程	開園準備業務 2027 年 10 月とあります。当該業務の始期は2027年10月に規定されているという理解でしょうか。	県は2027年の10月を想定していますが、事業者の提案に委ねます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
115	特定事業契約書(案)	別紙3 モニタリング 基本計画 1		2	設計・建設に関するモニタリング	事業者が行う設計・建設に関するモニタリングには県が直接発注する造園・土木工事そのものは含まれないという認識でよろしいでしょうか。	計画地における県が直接発注する造園・土木工事について、設計業務はモニタリングの対象となります。
116	特定事業契約書(案)	別紙3 20		4	任意事業	「県は、事業者が合理的な理由なく、事業提案書どおり当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、任意事業協定書に基づき事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、事業者が当該任意事業を実施しなかった事実について公表できるものとする。」とありますが、違約金の請求はいくらくらいを想定していますか。	任意事業の規模や内容を踏まえた上で、任意事業協定書に定めることを想定しているため、現時点では具体的な違約金の額等は想定していません。
117	特定事業契約書(案)	別紙5			サービス購入料	サービス購入料 A のうち設計・建設費の支払時期について、各年度末出来高に応じた請求を実施し、請求額をお支払いいただける(控除率等はない)と考えてよいでしょうか。	あらかじめ合意された施工計画書や収支計画書に沿って、県は各年度ごとの予算額を確保します。基本的に支払額は予算の範囲内となります。
118	特定事業契約書(案)	別紙5			サービス購入料	サービス購入料 A のうち開園準備費については、業務を開始した四半期末から請求を開始するという理解に相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	特定事業契約書(案)	別紙5		4 拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	サービス購入料	「拠点運用時において、平常運用時に想定していたサービス購入料Bが増加又は減少した場合、当該増加分は県の負担」とありますが、この「サービス購入料Bが増加又は減少した場合」とは、「サービス購入料Bの裏付けとなっている運営・維持管理費等(統括マネジメント業務費含む)」の拠点運用時の実績値が平常運用時よりも増加又は減少した場合」と考えてよろしいのでしょうか。その理解で正しい場合、「増加又は減少」について、判断・計測手順と、報告・精算手順についてご教示ください。	お見込みのとおりです。計測手順等については、基本的には事業者及び県双方のモニタリングによる協議と考えています。
120	特定事業契約書(案)	別紙5		4 拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	サービス購入料	「拠点運用時において、平常運用時に想定していたサービス購入料Bが増加又は減少した場合、当該増加分は県の負担」とありますが、本入札で提出するサービス購入料Bは平常運用時の事業者収入を見越して策定されることから、拠点運用時にかかる事業者収入が剥落した場合には、サービス購入料Bの計算の前提が大きく崩れてしまいます。拠点運用時には、事業者収入の減少を踏まえたサービス購入料Bを計算し直し、貴県よりその変動分を補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Bについては拠点運用時における増減額を調整します。その場合において、人件費等といった固定費に充当される部分については、追加費用として県が補填することがあります。
121	特定事業契約書(案)	別紙5		4 拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	拠点運用時のサービス購入料	念のため確認ですが、拠点運用時に貴県よりお支払いいただけるのは、平常運用時に貴県から受領できるサービス購入料B同額とその増加分であり、事業者が独立採算で行う事業部分の利用料金収入についてはお支払いいただけないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
122	特定事業契約書(案)	別紙5 5			第3 サービス購入料 B(運営・維持管理費及び統括マネジメント費)	「※2 事業者の提案金額を記載する」とあります。運営・維持管理業務開始前と後で請求金額が変わることが想定されます。事業期間に渡って均等額を請求しなければならない等の規定はないと考えてよいでしょうか。	事業者の提案により作成された特定事業契約書(案)別紙5「第3サービス購入料B(運営・維持管理費及び統括マネジメント業務)」に記載する各期の金額について、県は事業者からの請求を受理した30日以内に支払うこととしています。サービス購入料の変更については、特定事業契約書に記載する拠点運用時や物価変動時に変更することとしています。 なお、県はサービス購入料Bの各期の支払い額について均等額を想定しています。
123	特定事業契約書(案)	別紙6			物価変動に基づくサービス購入料の改定	別紙6(物価変動に基づくサービス購入料の改定)は、国交省が定める「工事請負契約書」第26条第1項乃至第4項に定める「全体スライド」の規定です。特定事業契約第52条は第6項で「インフレスライド」による物価改定請求も認められており、昨今の物価高騰を踏まえると、当該手続きを予め契約書等で予め定めておくことが、安定した事業運営のためにも重要と考えます。かかる観点から、同条第6項に基づく物価改定手続きも、別紙6にご記載ください。	サービス購入料Aの改定については、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
124	特定事業契約書(案)	別紙6			物価変動に基づくサービス購入料の改定	サービス購入料Bについては、「県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする」との規定がございますが、サービス購入料Aについては当該規定がございません。サービス購入料Aについても同様の定めを規定ください。	サービス購入料Aにおける参照指標の改定については、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
125	特定事業契約書(案)	別紙6				本事業は利用料金制の施設となりますが、サービス購入料Bの定義はあくまで下記の選択肢の内、②の認識でよろしいでしょうか。 ①サービス購入料B＝運営・維持管理費及び統括マネジメント費－利用料金収入 ②サービス購入料B＝運営・維持管理費及び統括マネジメント費 昨今、光熱水費・人件費等の物価上昇が著しい中で、別紙6の改定の内容を踏まえて、①の考えが採用されると、利用料金収入分が差し引かれるため、改定額が実際の光熱水費等の上昇額と合わないことを懸念しています。	①のとおりです。 なお、サービス購入料Bの算定に疑義が生じる可能性がある事例については、必要に応じて個別対話でご提示ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
126	特定事業契約書(案)	別紙6		第1 サービス購入料Aのうち設計・建設費	物価変動に基づくサービス購入料の改定	内閣府より公表された令和6年7月3日付け「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」では、サービス対価改定の基準とする物価指数は、「感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と指摘されております。当該観点を踏まえると、サービス購入料Bの役務費変動指数については、「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」よりも「建築保全業務労務単価(国土交通省)」の都市別(愛知県)指数、人件費変動指数としては、「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」よりは「最低賃金(地域別最低賃金)」の都市別(愛知県)指数、修繕費変動指数については「建設工事費デフレーター(建築補修)」よりも「公共工事設計労務単価(国土交通省)」の都市別(愛知県)指数が実態を反映していると考えます。指数についての見直しをお願いします。	現時点では、役務費変動指数として「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」、人件費指数として「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」、修繕費変動指数として「建設工事費デフレーター(建築補修)」が最も適切であると考えるため、原案のとおりとします。なお、別紙6の1「事業期間の開始年度のサービス購入料B」のただし書き「また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。」のとおり、指標を改定することも想定しています。特定事業契約前に指標の変更を求める場合には、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに、適切と考える参照指標及び適切であることを疎明する情報を提示いただくことを想定しています。
127	特定事業契約書(案)	別紙6	11	第1 サービス購入料Aのうち設計・建設費	物価変動に基づくサービス購入料の改定	「物価変動に基づくサービス購入料 B の改定」とともに、「物価変動に基づくサービス購入料Aの改定」についても手順の記載をお願いします。具体的には、①物価変動率を算定する場合の参照指標、②物価変動率の起算日となる基準日、③参照指標が適切でなくなった場合の改定手続きについて明記をお願いします。	②については、特定事業契約書(案)第52条第1項において、基準日を「入札公告日」としています。①及び③について、特定事業契約書における参照指標及び参照指標の改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
128	様式集及び記載要領	1	28	1(4)ア③	添付書類	SPCに出資しない協力企業はaからgの書類提出が必要でしょうか。	不要となりますが、参加表明書等の提出を妨げるものではありません。
129	様式集及び記載要領	2	2	1(4)ア③d	添付書類	d.登記簿謄本は原本が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
130	様式集及び記載要領	2	4	③	添付書類	法人税納税証明書、消費税納税証明書は、未納のない証明書その3の3の写しでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	様式集及び記載要領	4			(図面集)	図面集にA4が混ざっていますが、A3で作成してもよろしいでしょうか。	図面集について、「A4」としているものに関しては、「A3」サイズでの提出でもよいこととします。ただし、「A3」を「A4」に縮小することは認めません。
132	様式集及び記載要領	7	1	2(2)	参加表明書等の提出書類	参加表明書類は全て、押印は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	様式集及び記載要領	7	4		参加表明書等の提出書類	参加表明書及び参加資格確認申請書は1つのファイルでの提出、または分量によっては別々のファイルでの提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、いずれの場合においても、正1部、副1部を提出する必要があることにご留意ください。
134	様式集及び記載要領	7	10	(ア)	提案概要書	提案概要書はフラットファイルA3版で提出とありますが、枚数が少ないので、説明書、もしくはA3の図面集に同封して提出でもよろしいでしょうか。	提案概要書と図面集等を同時に確認することも想定されるため、原案のとおりとします。
135	様式集及び記載要領	25		【様式5-2】	応募者の名称等(応募グループ用)	代表企業と構成員(出資する企業)のみの記載で、その他出資しない協力会社の記載は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	様式5-2において、枠を追加し協力会社と明記したうえでの記載をお願いします。
136	様式集及び記載要領	26		【様式5-3】	業務に携わる企業	協力会社については本様式に記載するということでしょうか。	様式5-2において、枠を追加し協力会社と明記したうえでの記載をお願いします。
137	様式集及び記載要領	26		【様式5-3】	業務に携わる企業	本様式に記載する企業は、代表企業及び構成員のみで、協力会社については【様式5-3】に記載するということでしょうか。	様式5-2において、枠を追加し協力会社と明記したうえでの記載をお願いします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
138	様式集及び記載要領	26		【様式5-3】	業務に携わる企業	「②設計業務」には工事監理も含むと考えてよろしいでしょうか。	工事監理は「③建設業務」に含まれます。
139	様式集及び記載要領	27		【様式6】	委任状	構成員以外の企業の提出は不要ということでしょうか。それとも協力会社と書き換えて提出でしょうか。	様式5-2に明記した協力会社については、様式6において、枠を追加し協力会社と明記したうえで提出をお願いします。
140	様式集及び記載要領	30		【様式7-2】	参加資格要件 確認申請書(応募グループ用)	維持管理・運営の実績は添付しなくてよろしいでしょうか。	様式7-1又は7-2に添付してご提出ください。
141	様式集及び記載要領	30		【様式7-2】	参加資格要件 確認申請書(応募グループ用)	代表企業の要件確認書類に貸借対照表の写し(直近決算)とありますが、様式5-3の添付書類(有価証券報告書)と同様の書類であるため、様式7-2には添付しなくてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	様式集及び記載要領	46		【様式C】	実施体制、事業の継続性	「業務に携わる企業名は明記せず、「a社,b社,c社…」のように記号で表記」とありますので、事業提案書は、正本も副本も企業名は明記しないものと理解してよろしいでしょうか。 また、正本に企業名一覧表の添付は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 また、正本に企業名一覧表の添付もお願いします。
143	様式集及び記載要領			【様式F-③】	設計・建設費内 訳書	本様式には、設計・建設期間中の統括マネジメント業務費、及び開園準備業務費は計上せず、当該業務費は、様式F-③の開園前の期間に営業費用として計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	様式集及び記載要領			【様式F-③】	運営開始前の 統括マネジメント業務費	運営開始前の統括マネジメント業務費用は、開業準備費相当額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「運営開始前のサービス購入料Bの統括マネジメント業務相当額」に記載ください。
145	様式集及び記載要領			【様式F-③】	運営開始前の 維持管理業務費	運営開始前の維持管理業務費用は、開園準備費用ではなく、開園前の維持管理費用に計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	様式集及び記載要領			【様式F-⑤別紙】	費用の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示	「役務費」と「物件費」の取扱いについて確認させてください。例えば「役務費」には給食委託費という項目がありますが、給食委託費の内訳として備品費や消耗品も発生すると想定されます。その場合に給食委託費に含まれる備品費や消耗品費を切り出して別途「物件費」として集計することは非常に煩雑であり、これらは一括して「役務費」に記載させていただくことでよろしいでしょうか。	「給食委託費」はあくまでも例示です。 「役務費」と「物件費」の取扱いについてはお見込みのとおりで、「物件費」として集計せず、一括して「役務費」に記載した場合には、物価変動の指標は役務費のものを採用します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
147	様式集及び記載要領			【様式F-⑤別紙】	科目(例)に記載が無い科目	科目(例)に記載が無い科目については、事業者の判断で各費目に振り分けるという理解でよろしいでしょうか。(この仕訳は民間事業者にとって慣れていないこともあり難しいと考えています。個別対話以降でその仕訳の判断が難しい科目が発生した場合、貴県に確認することはできないため、事業者判断で仕訳することになりますが、仮にその判断が貴県のお考えと違っていた場合であっても、失格になることは無いことを確認させてください。)	お見込みのとおりです。
148	様式集及び記載要領			【様式H】	構造・設備・什器・備品計画	建築施設のみ記載すればよく、公園に関して必要ないと考えればよろしいでしょうか。	建築物に限定しておりません。計画地全体の記載をお願いします。
149	様式集及び記載要領			【様式I】	施工計画	事業者で建設する建築施設のみ記載すればよく、県で整備する公園に関して必要ないと考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	その他					造園・土木設計、建築設計、建築費の想定内訳が分かる資料をいただけないでしょうか。	事業者における積算上、疑義が生じた場合は、個別対話において具体的にお示しください。当該部分について可能な限り県の考え方を回答します。